

第4－2章 古代末期の近江国衙 —平安前期を中心に—

はじめに

本節では前節につづいて平安遷都以降における近江国府について考察する。しかしながら近江国府に直接関連する史料はほとんど皆無に等しいほどであり、その歴史的動向を前編までの発掘成果にふれて論することはきわめて困難なことである。しかも、本稿をなすための準備は時間的にもいちじるしく制約されたことも手伝って、結局は従来考えてきた平安時代の国衙政治の特質について、近江国衙にやや重点をおいて略述するにとどめざるをえない。さらにここでは10世紀中葉まで実質上の筆をおかざるをえないのは、11世紀中葉こそが国衙の機構および

政治の変革の画期であると考えている筆者(拙著『平安前期政治史序説』(参照)にとてはいちじるしく矛盾するところである。当然ここでは近江国衙における11世紀の変革をより具体的に究明することこそが課題でなければならない。にもかかわらず10世紀中葉で実質上の筆をおかざるをえなかったのは、近江国にふれて資料の検索を十分なしえていないからである。これら不十分な点や、論じのこしている点、さらに詳しく検討すべき点については、いずれ機会があれば本稿の続篇として批判をうけ、その責任をはたしたいとおもう。

第1節 平安遷都と近江国府

国司の「朝集」ということばに象徴されるような求心的性格と、国司の「部内巡回」ということばに示される国内支配の拠点としての性格という二重の性格を統一した存在が国府であった(菌田香融「国衙政治の史的展望」藤岡謙二郎編『国府の歴史地理学的研究』所収)。したがって平城京から長岡京をへて平安京にいたる遷都も近江国府と無縁ではありえなかった。とくに地理的な要因を考えても平安遷都が近江国にとって大きな影響を与えたであろうことは十分に予想されるところである。時あたかも律令的支配が多方面からその矛盾を露呈し、政治の再編が課題となっていた時期であればなおさらのことである。近江は「此の国境五畿に接し、駅は三道(東海・東山・北陸)を承」けており(天暦3年正月21日近江国司解『別聚符宣抄』所収)、平安時代にはきわめて重要な地域として位置づけられていた。

ところでそもそも国府がいかなる構造をもつていたか、という点についてはすでに前節で詳しく論じられたところであるが、最近発掘された出雲国府の

場合はとくに典型的であろうかと思われる。松江市大草町宮ノ後・宮ノ脇地区を中心とする出雲国府には、すでに指摘されているように『出雲風土記』によれば、意宇郡家・黒田駅・意宇軍団が集中していたらしい。この点に関して近江国府の場合を考えみると、史料的に出雲の場合のように具体的ではないが、その例外とはいえないようと思われる。すなわちのうちにのべるように、近江国府には「国庁並びに雑屋30余字』(『扶桑略記』天延4年6月18日条)の建物があったが、かかる建物のほかに、瀬田駅家・栗太郡家が近接してあったと考えられ、さらには国衙市があり、より範囲をひろげれば、勢多庄・松原倉なども集中していたのである。これらの主要な点についてはすでに前節でとかれているところでここで再論する必要は全くないのであるが、ではこうした近江国府は平安遷都前後でどのように変化したか、この点を明らかにしなければならない。平安遷都にともなっておこった国府じたいの変化については史料は何も語ってくれない。わずかに平安遷都にともな

って「自然城を作す」として国名を山背から山城にかえ、新都を平安京とした794(延暦13)年11月8日、近江国滋賀郡古津を「先帝の旧都、今輦下に接す、昔号を追いて大津と改称すべし」(『日本紀略』)としている程度である。その後六国史では唐崎などへの行幸がたびたびみられ、山城の隣国として近江の位置が政治的により重くなったことは事実のようである。ここでは勢多駅・松原倉に関連してのべておきたい。

勢多駅家が国司館にほぼ接して設けられていたことはすでに木下良氏が指摘されたところであり、建部神社西南の孤立丘陵に比定され、国司館も同地に存在したと推定されている。(木下良「近江国府跡について」『人文地理』18-3)。さきにもふれたように、近江は東海・東山・北陸三道が通過するが、平安遷都後、勢多川を東に渡ったこの瀬田駅はとくに重要さをましてきた。都への交通路が従来の瀬田川を下って宇治へ出るコースではなく、逢坂山から山科をへて入京するコースが主要となつたからである。これにともなつて勢多唐橋がより重要性をましきたことも事実である。804(延暦23)年6月、山城国山科駅が停廃されたため、この東海・東山両道の実質の分岐点ともなる勢多駅はより重要となり、馬数も30(40)疋とされたのである。この駅家がどの程度の規模であったかは全く不詳であり、今後の発掘調査などに多くを期待しなければならないが、783(延暦2)年6月に摂津国西成郡江北に駅家を設けるにあたつて東大寺の荘を勅旨荘と相換しているが、その太政官牒によれば九段余の土地と次の如き建物である(竹内理三編『平安遺文』1-1)。

板倉式字	一長二丈 広一丈七尺 一長一丈八尺 広一丈五尺
甲倉壹字	長一丈六尺三寸 高九尺
桧皮葺五間板敷東屋壹字	長 五寸 高一丈四尺
草葺九間真屋壹字	長六丈五寸 広口丈五尺五寸 高一丈一尺
草葺九間真屋壹字	長六丈四尺六寸 広一丈六尺 高一丈一尺

その重要性から考えても勢多駅家はすくなくともこれ以上の建物を有していたとみるべきであろう。時代はやや下るが『雅実公記』(長治2年8月15日条)

に「勢多の宿所駅家之躰、前例に似ず、鋪設の美麗を尽し、」ていると書いているのもそれをうづけているように理解できよう。このような勢多駅の重要性の増大は当然のこととして、その手前にある勢多唐橋が注目されることとなるが、あまりに重点が散るので論述は略しておきたい。

国府には国庁・舎屋・官舎・学校などのほかに倉庫群が存在したことはよく知られているところである。例えば、遠江国では104宇の倉があったことが知られる(『三代実録』元慶5年9月13日条)が、近江国府の場合「国庁并びに雑屋30余宇」(前掲)のほか倉庫群はどこに存在したのであろうか。この点で注目されるのは松原倉の存在である。松原倉はその地名から推定すれば現在の国鉄石山駅のやや南、唐橋の西詰一帯かと思われるが、766(天平神護2)年2月に近江国近郡の稻穀5万斛を松原倉に貯納させることとし、白丁は500斛を運べば官位を一階あげ、350斛ごとに一階を加叙することなどを詔している。湖上輸送の便地でもあった松原には少なくとも5万斛の稻穀を収納できる倉庫群の存在が前提となるのである。ただ先の勅が下されて4ヶ月後の同年6月12日には「而るに旬月を経れども、未だ一人も運送すること見えず」ということで、1万斛の献納者には外従五位下に叙することにしている(以上『続日本記』)。道鏡政権のもとでは献物叙位がますます増大している時期であるが、この再度にわたる勅は効果をあげたようである。50余年後の822(弘仁13)年3月に近江国に出された太政官符によれば、この松原倉に収められている11万5千斛(うち1万5千斛は駄賃料)を平安京の穀倉院に収納させ、後の恒例とすることにしている。これも平安京に近いという土地関係と無縁ではないはずである。おそらくはこれによって松原倉の規模は縮少されたのであろう。近江国は中央権力が直接に支配する権限がより強まったのである。

さらにここで国衙にふれていま一つ加えておきたいのは、健児制の採用にともなう国府の変化の問題である。勢多には栗太軍団がおかれていたと考えられるが、この軍団が廃止され、郡司の子弟で弓馬に便なるものが健児として採用されることとなったのは792(延暦11)年6月のことである。辺要の地を除

いてこの健児制が採用されたが、その任務は「兵庫・鈴藏及び国府などの類」を守衛することであった(『類聚三代格』延暦11年6月14日太政官符)。近江国の健児数は200人であるが、これは常陸国と同数で全国で最大であり、近江国の政治的位置を暗示して

いるようである。健児の任務に国府の守護がある以上当然国府に健児に関する諸仕事を司る場所が必要であり、それが次節に述べる健児所であったのである。

第2節 平安前期の近江国府

794(延暦13)年の平安遷都は単なる都の移動のみではなく、律令的支配体制の矛盾の表現形態でもあった。桓武天皇の治世は中央政界では官人一とくに国司一統制の強化、人民に対しては雑徭の30日化や先の健児の採用など負担体系の修正を基本として、現実に対応した政策を展開しているのは、律令的支配の矛盾が社会の諸侧面に表面化してきていたからである。それはまず地方政治刷新の機運としてあらわれ、勘解由使などが令外官として設置されることとなったり、あるいは『延暦交替式』の編纂などとなって具体化された。桓武朝はたしかに律令政治の歴史のなかでの一画期であった。

この遷都前後の国衙の官人構成は、天平期から増大しその直前まで存在した員外國司・權國司などが廃止され、冗員はなかったが、しかし問題がなかつたわけではない。近江国はすでにのべられたように大国として、令の規定では守・介・大掾・小掾・大目・少目各1員の計6名および史生・雜色人若干によって構成されていたが、例えば延暦2年正月20日付の「最澄度縁案」(『平安遺文』8-4281)によれば当時の近江国衙の官人構成は次の7名によって構成されている。

参議正四位下行左衛士督兼守藤原朝臣在京
従五位下介大伴宿禰繼人
従五位下行大掾橘朝臣暇
外従五位下行右衛士少尉兼少掾津連暇
正六位上行大目調忌寸家主
従六位上行少目勲十一等酒部造入部
従七位上行少目秦忌寸在京
ほぼ令制に近く、その点では特筆すべきことはないようであるが、しかしここで注目しておかなければならないのは当時国衙で、署名した官人は介大伴繼人と大目調家主の2名にすぎないことである。

もとより少目一人は入部していたのであり、また京に近接しているという特殊条件から説明しうることであるかもしれない。しかしながらこれでは国衙政治が円滑に進んだとはもとより考えがたいことである。ではそれは具体的な国衙政治の実務はどのようにしてすすめられたのであろうか。ここで注目されるのは822(弘仁13)年閏9月20日付の太政官符である(『類聚三代格』卷6)。この太政官符は、この年7月28日に百姓の徭を免ずる詔旨が出されて公役に従事するものには糧を給することとなったが、その範囲が不明確であるため伊賀・近江などの国司らがその範囲について言上したがこれもまた不統一であったためにそれらを折中して太政官で地方官衙での糧を給すべき「徭丁」=公役従事者を定めたものであり、いわば各國で一般的に存在する「徭丁」をあげている点で注目されるのである。若干繁瑣となるが次に載げよう。

①四度使雜掌廄丁	朝集使4人 自余三使各2人
②大帳税帳所書手	大国18人 上国16人 中国14人 下国12人
③造国析紙丁	大国60人 上国50人 中国40人 下国30人
④造筆丁	国別2人
⑤造墨丁	国別1人
⑥裝潢丁	大国6人 上国5人 中国4人 下国3人
⑦造函并札丁	大国6人 上国5人 中国4人 下国2人
⑧造年斬器仗長	国別1人
⑨造年斬器仗丁	大国120人 上国90人 中国60人 下国30人
⑩国駆使	大国320人 上国260人 中国200人 下国150人
⑪収納穀類正倉官舍院守	別院12人
⑫採黒葛丁	国別2人

⑦事力每一人	廐丁 4 人
⑨郡書生	大郡 8 人 上郡 6 人 中郡 4 人 下郡 3 人
⑩案主	每郡 2 人
⑪鑑取	每郡 2 人
⑫税長正倉官舎	院別 3 人
⑬徵税丁	郷別 2 人
⑭調長	郷別 2 人
⑮服長	郷別 1 人
⑯庸長	郷別 1 人
⑰庸米長	郷別 1 人
⑱駆使	大郡 15 人 上郡 12 人 中郡 10 人 下郡 8 人
⑲厨長	1 人
⑳駆使	50 人
㉑器作	2 人
㉒造紙丁	2 人
㉓採松丁	1 人
㉔炭焼丁	1 人
㉕採藁丁	2 人
㉖葺丁	3 人
㉗駅傳使鋪設丁	郡并駅家別 4 人
㉘傳馬長	郡別 1 人

上の「徭丁」の書き方には明らかに統一性がみられ、①～⑦が国衙関係、⑧～㉘が郡衙関係（但し㉙～㉚は郷単位に記されているが、㉛および㉜～㉝が郡衙の厨家関係であることを考慮すると全体としては郡衙関係とすべきであろう）、にそれぞれ区別されるのである。近江国衙についていえば、かかる「徭丁」は約 600 人程度と想定できるようである。もとよりこれらの「徭丁」がすべて国衙に居住していたとはいえないが、かなり大量の国衙雑色人が存在していたのである。では国衙の内部はかかる「徭丁」をどのように組織化していたのであろうか。この統轄機関を具体化したとき、はじめて 9 世紀における国衙支配の実態が明らかとなる。

ここで注目されるのは㉛に「大帳税帳所書手」とあることである。それは明らかに国衙内の実務の分掌機関としての「所」の存在を示しているからである。10世紀から11世紀にかけて、国衙在庁が「所」で構成されていることは周知のことであろう。いま

『朝野群載』所収の「國務条々」や『新猿樂記』の「四郎君」を描きだした部分での国衙の「所」を列挙すれば次の如くである。

- | | | |
|-------|------|-------|
| ⓐ税所 | ⓑ大帳所 | ⓒ朝集所 |
| ⓓ健兒所 | ⓔ国掌所 | ⓕ濟所 |
| ⓖ檢非違所 | ⓗ田所 | ⓘ出納所 |
| ⓙ調所 | ⓚ細工所 | ⓘ小舍人所 |
| ⓜ膳所 | ⓝ政所 | |

これらの「所」はおそらく 11 世紀ごろの国衙の実態を示していると考えるべきであろうが、それは一朝にして成立したのではなく、平安時代における国衙政治の展開の過程で徐々に形成されたものである。ところでこれらの「所」は⑩～㉛のごとく実態として建物を示すように考えられるものもあるが（事実例えば丸茂武重「国府・郡家の建物について」国学院雑誌 62-9 では建物と理解されている）、本来は国司任務の分掌機関と考えるべきであろう。さて問題はかかる「所」の形成の時期の問題である。さきにものべたように「所」は太政官符等によって画一的に中央から設定されたものではなく、あくまで国衙の機能上の必要性から生まれたもので、その限りではまさに「国例」によるとみるとべきであろう。このような点に配慮しつつ分掌機関としての「所」の形成的端緒をさぐってみると、その時期を 9 世紀に求めることができるようにおもわれる（この「所」形成については森田悌「古代地方行政機構についての一考察」（歴史学研究 401）があるが、この点についての私見は「律令的地方行政機構の変質」（拙著『平安前期政治史序説』所収）でのべたのであわせて参照いただければ幸甚である）。ところで管見の限りで国衙において上記のような意義を担った「所」が存在していることを示している早い例は 759（天平宝字 3）年 8 月 5 日付觀世音寺三綱宛の「国政所牒」（『寧樂遺文』下-783）にみえる筑前国政所であるが、9 世紀末までにほぼ成立していたとみられる「所」としては次のとおりのをあげることができる。

- | | | | |
|------|-------|--------|------|
| ⓐ税帳所 | ⓑ大帳所 | ⓒ朝集所 | ⓓ健兒所 |
| ⓔ国掌所 | ⓖ檢非違所 | ⓗ田(文)所 | ⓝ政所 |
| ⓕ弁済所 | ⓟ産業所 | | |

この個々について詳しい考証をする紙巾はないし、またその場でもないので、省略したが、若干の

特徴的なことだけでものべておきたい。①・②についてはすでに指摘した「大帳税帳所」が分割されたものであり、④は健児が実態として歴史的意義をもったのがほぼ9世紀に限られる点から推測して誤りないであろう。⑩については829(天長6)年2月10日付日根秋友解状の序判に「大判官代田所散位橋朝臣」の署名がみえる(『古文書類纂』)し、⑪も先の例から想定して誤りないであろう。⑫ははたして国衙のそれが明確にはしがたいが天平宝字元年12月の「造東大寺司牒」(『寧楽遺文』中-699)や天平宝字4年3月の「丸部足人解」(同中-701)にみられるものである[この点については松原弘宣「越前国東大寺領荘園における『所』」(日本史研究166)参照)]。さて残りの諸「所」について逐一若干のコメントをつけておきたい。まず⑬の「朝集所」はその存在を直接に示す史料はないが、『三代実録』に散見する「朝集雜掌」「税帳雜掌」「四度使雜掌」などの理解からである。この場合の雜掌が従者の存在であったことは古く坂本太郎氏の指摘があるが(「朝集使考」『日本古代史の基礎的問題』下)、それは独自の雜掌という国衙官人の存在を示すものではなかった。しかしここの雜掌はすでに国衙官人として定着した存在とすべきであり、いわば「朝集所雜掌」「税帳所雜掌」などの

省略と理解すべきであろうと考えるからである。ついで⑭の国掌所であるが、国掌についてはすでに指摘されているように国衙財政を再建すべく貞觀年を中心にはほぼ全国にわたって置かれた官職であり比較的短期間に有名形式化していく過程を想起すればまず9世紀中に成立したことはほぼ疑いえないのである。(泉谷庚夫「国掌について」『律令制度崩壊過程の研究』所収) ⑮の檢非違所の初見は10世紀末のことであるが、9世紀中葉より國檢非違使が諸国におかれている点からの推測である。⑯の弁濟所は国司が「私置」した弁濟使の実務を執行するところであるが、947(天暦元)年閏7月23日付の太政官符に「納官物於其所」とある(『政事要略』)点から当時すでに弁濟所が成立していたと考えられるからである。このような国衙における「所」の形成でもっとも注目されるのはやがて国衙の「所」が単独の機関と化していく端緒となったという点とともに、この「所」に動員される雜色人が地方有力農民であったということである。先の「徭丁」の例からも判明するよう、9世紀のかかる国衙を保証したのはその管下の郡司および有力農民層だったのであり、9世紀に郡があらためて支配単位として重視されるのは右のような理由からなのである。

第3節 在序成立の前提

右のような動向は当然のこととして国司の拡大をもたらさずにはおかないと。例えば949(天暦3)年正月21日付の「近江国司解」(『別聚符宣抄』)に連署している国司は次の16名である。

従四位上行右近権中将兼權守源朝臣(雅信)

従四位上行守藤原朝臣(朝忠)

右近衛少将正五位下兼行権介藤原朝臣

従五位上行左近権少将兼介藤原朝臣

従五位下行内蔵權助兼□

正六位上行大掾海犬養宿祢□

従五位上行陰陽頭兼少掾文宿祢□

正六位上行左衛門権大尉兼少掾藤原朝臣

正六位上行左近將監兼權少掾□

正六位上行権小掾賀茂朝臣忠行

正六位上行大目□

正六位上行権大目石水連利常

正六位上行権大目犬上朝臣

正六位上行少目小槻宿祢

正六位上行少目物部宿祢

正六位上行少目安倍朝臣

このような国司の増加のなかでとくに注目されることは兼任=徭任の多いことと、上の例では犬上朝臣など地方豪族出身者が直接に国司に任用されてきていることである。たとえば9世紀末葉からこの近江では社会秩序の紊乱が全国でも著明なほどにすむのであるが、その治安を守るために設けられた檢非違使をめぐって在序形成の前提についてのべておきたい。先にのべた天暦3年正月21日付の近江国司が請うた官裁の内容とは國檢非違使を4名に増員する要求であった。その理由とするところを次の如く

のべている。

此国境接五畿 駅承三道 軒猾之輩往還不絶 盗賊之類遍滿境内 爰頃年所被補任檢非違使三人 其員尤少 因之追捕檢察 少人勤行加以 上下国司遙授數多 任用之吏從事者少 爰雜務繁多 無人差使

こうした実務官人が少なく、治安が乱れている世界で、国檢非違使の役割はいちじるしく重大化していたといわざるをえないものであるが、では具体的にどのような人物が任用されたのであろうか。幸にしてそれを示す例がある。時代はすこし前後するが、885(仁和元)年、近江国檢非違使権主典従七位上犬春吉は太政官に権医師少初位下神人氏岳が官物を軒盜したことを愁訴している。権医師とは国衙官人の一種であるが、神人氏岳は犬上郡郡老であった。そうして問題の檢非違使犬上春吉も「前犬上郡大領」であったのである。ここでは檢非違使や国衙の下級官人に前大領や郡老といった地方有力豪族が採用されているのである。このことが決して例外ではないことは追討使を任じた次の太政官符からも知ることができる(『朝野群載』)。

太政官符 近江国司

応以散位従七位上甲可公是茂 令上追捕部内
凶党事 右得彼國去年十月十七日解状 倫謹檢
案内 此国帶三箇道 為要害之地 軒猾之輩
横行部内 強盜斂害 往々不絶仍前々国宰
部内武芸之輩 摆下堪其事之者上 申請公家
為追捕使 近則故佐々貴山公興恒 故大友兼平
等是也 爰兼平者 今年二月其身死去 前司介藤
原朝臣清正権大掾依知秦公広範 可補彼替之
狀 言上解文光畢 而件広範齡已老身非武芸
今件是茂忠廉之情方寸不撓 文武之用 随分相兼
糾察追捕可堪其職 望請 官裁因准先例以
件是茂為追捕使 肅靜部内者 右大臣宣依
請者 国宜承知依宣行之 符到奉行

正五位下左中弁藤原朝臣文範

左大史

天暦十年六月十三日

部内肅清のための追捕使には甲可公是茂が任じられたが、是茂は明らかに甲賀郡を本拠とする土豪であり、またその対立候補でもあった権大掾依知秦公

広範は愛智郡の土豪である。このようななかたちで土豪たちが国衙の警察権の実際の執行者となつていつたのである。こうした事態の到達点が在庁官人の形成である。従来その初見史料は『朝野群載』に收められている910(延喜10)年の日付をもつ加賀国司が在庁官人雜任に下した序宣であるとされているが、その前後の史料の性格から考えてその年号は疑わしく、やはり全国的な情況からは11世紀中葉を在庁官人制の一応の確立期とすべきである(在庁官人制の成立については米田雄介「在庁官人制の成立」(『郡司の研究』)参照)。事実近江国での在庁の早い例としては12世紀当初までまたなければならない(吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』)。

ところで、このように国衙官人の構成が変化していくなかで、国府の建物はたびたび建て直された。たとえば834(承和元)年に佐渡国三郡の百姓らが国守を訴えた解状には「守嗣根余利を求めるがため旧館を捨てて更に新館を造る」ことをあげており(『政事要略』卷84)、かかる事態はすでに天平期からみられる現象のようである(『類聚三代格』弘仁5年6月23日太政官符)。国府の建物、とくに館はたびたび建てなおされたらしいのである。もとより近江国府にふれた記事は見出しえないが、あえて例外としなければならぬ理由もない。こうしたなかで975(天延3年)6月18日申時、大地震で内裡の築垣は頽れ、天下の舍屋・京洛の築垣はすべて頽落した。一両日止まなかつたこの地震で、近江国分寺大門が倒れ、二王はすべて破損し、国府の厅・雑屋30余宇も顛倒したのである。その後どのようにして復興したかは史料は何も示してはくれない。しかしながらこの地震を契機に国府が崩壊したとはもとより考えがたいことである。おそらく何らかの形で在地土豪を動員して再建されたのである。それもまたおよそ100年のちの1098(承徳2)年に勢多橋が傾落するほどの地震があったというから、おそらく国府の建物も大きな打撃をうけたにちがいない。しかしそれで国衙の時代が終ったのではない。すでに明らかにされているように中世の支配体系の成立は国衙を無視しては考えられないからである(石井進『日本中世国家史の研究』)。しかし、天延以降の近江国府をめぐる問題については別の機会に譲り、詳論してみたいとおもう。

(佐藤宗諱)

追記

本稿はほとんど史料を調査するゆとりもないまゝ、1ヶ月あまりの間に急いで執筆し、1973年3月28日に稿了したきわめて不十分な覚書である。

諸般の事情で本書の刊行がおくれたため、本来ならば全面的に書きあらためられるべきものである。

しかし、いま校正段階では、主要な部分についての新たな研究文献を加筆する程度にとどめざるをえなかつた。平安時代における近江での国衙支配の構造と特質については義江彰夫氏(「国衙支配の展開」『岩波講座日本歴史4』所収)や泉谷康夫氏(「平安時代における国衙機構の変化」古代文化29-1など)など最近の研究成果にもとづいて別に考えてみたい。

(1977.5.11)